

## 危険物取扱者免状及び消防設備士免状交付 (書換・再交付を含む) 申請をされる皆様へ

### 免状返送用封筒の簡易書留郵便料が 令和5年10月1日から変わります。

日本郵便株式会社による郵便物の特殊取扱料の改定に伴い、新しい免状を送付するための免状返送用封筒の簡易書留郵便料が令和5年10月1日から変更となります。

・ 9月12日以降に福島県支部で申請を受理(申請書類等に不備がないものを福島県支部で受け取ったものをいう。)する場合は、免状交付申請者が定形封筒で作成する免状返送用封筒に貼付する切手は434円となります。

・ 危険物取扱者試験第8回から第16回、消防設備士試験第1回から第2回の各試験については、合格発表日が10月1日以降となるため、合格者(免状交付申請者)が定形封筒で作成する免状返送用封筒に貼付する切手は、全て434円となります。

・ 会社等で免状返送用封筒1通を用い2名以上の免状の同封を希望される際には、切手料金が変わる場合がありますので事前に福島県支部へ御連絡ください。

※詳しくは一般財団法人消防試験研究センター福島県支部ホームページ  
(<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)をご覧ください。

令和5年5月

一般財団法人消防試験研究センター福島県支部  
〒960-8043 福島市中町4番20号 エスケー中町ビル2階  
TEL: 024-524-1474 FAX: 024-524-1475  
問い合わせ時間: 平日 午前9時～午後5時  
(土日及び祝祭日は受付を行っておりません。)